

分類	Q	A
必要資料	「売上高が確認できる帳簿類の写し」とは、何を用意すれば良いですか。	決まった様式は特にありません。経理ソフトから抽出した売り上げデータやエクセルで作成した売上データ、手書きの売上帳のコピー等をご提出ください。
必要資料	ゆうちょ銀行の場合、口座情報欄はどのように入力すればよいですか。	通帳、キャッシュカード等に記載されている記号・番号から、振込用の店名・預金種目・口座番号を変換する必要があります。以下の株式会社ゆうちょ銀行のサイトをご確認ください。 <a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html">https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html</a>
必要資料	令和元年分の確定申告の義務がなく、申告していないやその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(中小企業等の場合)	平成30年分の確定申告書を代わりにご提出ください。 令和2年以降に創業した事業者の場合は、法人設立届出書と売上高が10万円以上あることが確認できる資料を代わりにご提出ください。
必要資料	令和元年分の確定申告の義務がなく、申告していない場合やその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(個人事業者等の場合)	令和元年分の市民税の申告書の控えを代わりにご提出ください。 令和2年以降に創業した場合は、開業届等と売上高が10万円以上あることが確認できる資料を代わりにご提出ください。
必要資料	申請書を印刷できない場合はどうしたらよいですか。	市役所内まちの振興課窓口(1階臨時窓口・21番窓口)にて申請書をお渡しできます。
必要資料	提出した書類は返却されますか。	申請書類は返却しません。なお、申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。
必要資料	ネットバンキングを振込先とする場合、通帳の写しはどうしたらよいですか。	ネットバンキングの金融機関名・支店名、名義人、口座番号を表示されたページの画面コピー等を提出してください。
必要資料	本人確認書類の写しには、何を提出すればよいですか。(個人事業者等の場合)	①運転免許証(両面) ※返納している場合は、運転経歴証明書 ②健康保険証 ③住民票 ④在留カード、特別永住者証明書
必要資料	確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、年間事業収入が10万円未満かどうか確認することですが(年間事業収入が10万円未満の場合は交付対象外)、事業の収入を給与収入や雑収入として申告している場合はどうすればよいですか。	令和元年分で事業収入の根拠となる契約書や支払調書等の書類の写し(合計10万円以上)をご提出ください。(市内で事業を営んでおり、事業による年間収入が10万円以上であることが判断できれば構いませんので、計上根拠となるすべての契約書等をご提出いただく必要はありません。)
必要書類	インターネット申請において、どのようにして複数の資料をアップロードすればよいですか。	お手数をおかけいたしますが、複数の資料を1つのフォルダにまとめzipファイルに圧縮のうえアップロードするようお願いいたします。
必要書類	自宅兼事務所の事務所部分を申請する場合、どのような資料を提出すればよいですか。	次のような自宅兼事務所の事務所部分の割合がわかる資料をご提出ください(1種類で可)。 ①図面(平面図)に事務所部分を枠で囲うなどして明示したうえで、事務所部分の床面積と総床面積を余白部分等に明記、事務所部分の割合を算出してください。 ②確定申告で「地代家賃」を申告している場合、その内訳がわかる資料をご提出のうえ、その内訳から事業所部分の割合を算出してください。

手続き	何という振込人名義で口座に振り込まれますか。	「ケナチチュウシヨウキョウノウケンシ」 という振込人名義でお振込みいたします(通帳への印字の文字制限により途中までの表示となります)。なお、インターネット申請の場合、交付決定後、ご入力いただいたメールアドレスにお知らせメールをお送りいたします。
手続き	インターネット申請をしましたが、受付メールが届きません。	申請が正常に完了した場合、自動で受付メールが送信されます。迷惑メールフォルダにメールがないかご確認ください。携帯メールアドレスを登録した場合、迷惑メールフィルタにより受信できない場合があります。この場合、国立市まちの振興課までお問い合わせください。
手続き	申請期限について教えてください。	テナント家賃支援金(第2期)は令和3年1月15日(金)までです。(必着)
手続き	郵送提出の場合、郵送の方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
手続き	申請書を市役所窓口へ提出することはできますか。	窓口申請は可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止(接触機会削減)のため、できるだけ郵送申請またはインターネット申請にご協力をお願いします。
手続き	郵送提出の際の郵送料は自己負担になりますか。	郵送料は申請者にご負担をお願いしています。
手続き	申請してから交付までおおよそどれくらいの時間がかかりますか。	申請のひっ迫状況によりですが、申請を受け付けてから2週間程度での振込みを目標としています。なお、申請内容に不備等がある場合は、この限りではありません。
手続き	窓口で申請の手伝いをお願いできますか。	市役所内まちの振興課窓口(1階臨時窓口・21番窓口)にてご相談ください。
対象	創業から間もない企業も申請できますか。	テナント家賃支援金は、創業から間もない事業者の申請の場合、令和2年1月～3月の間の売上をもとに申請できます。
対象	店舗を持たない市内在住のフリーランスはテナント家賃支援金の対象ですか。	市内に事業所(自宅部分は対象外)を持ち、事業を営んでいる場合は対象です。
対象	対象にならない業種や会社はありますか。	政治団体、宗教団体等は対象になりません。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当する事業者等は申請できません。
対象	会社以外の法人は対象になりますか。	医療法人やNPO法人等の法人も対象となります。
対象	個人事業者はテナント家賃支援金の対象ですか。	自宅以外の別の場所に事業所を賃借している場合は対象です。自宅兼事業所として賃借し、自宅の一部を事業所として使用している場合、事業所として使用している部分の家賃相当額が対象となります。
対象	減収した個人・世帯は対象になりますか。	中小企業等および個人事業者等を対象としているため、事業収入のない個人は対象なりません。
対象	市外に法人登記があり、市内に事業所がありますが、申請対象になりますか。	市内に事業所等を賃借している場合は対象になります。
対象	個人事業主で事業所は市内にありますが、住民登録は市外です。この場合、申請対象になりますか。	賃貸借契約書に記載された所在地に事業所等があることが確認できる資料(営業許可証、パンフレット・ホームページ等、「個人事業の開業・廃業等届出書」、「事業開始等申告書(個人事業税)」等)の写しを提出いただき、市内に事業所等を賃借していることが確認できた場合は対象になります。
対象	開業届を出していなくても対象になりますか。	対象になります。個人事業者等の場合、確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、事業を営んでいるかを確認します。

対象	創業後1年を経過していない場合は申請ができますか。	テナント家賃支援金は、創業から間もない事業者であっても、令和2年1月～3月の間に売上高がありましたら、その売上高をもとに申請できます。具体的な算定方法は申請要項をご確認ください。
対象	中小企業の代表取締役と個人事業主の2つの肩書がある場合、どちらも申請ができますか。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。
対象	売上減少幅が前年同月比50%以上の場合、テナント家賃支援金の対象とならないのはなぜですか。	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したものの、減少幅が50%未満にとどまり、国の家賃支援給付金の対象外となっている事業者に対する支援として国立市が設けた制度であるためです。 なお、50%以上売上が減少されている事業者は家賃支援給付金の申請をご案内しています。
対象	対象となる「事業所等」とはどのようなものですか。	生産、販売、サービス提供を行う店舗・工場やオフィスなどの事業用の建物です。土地のみ、倉庫のみ、駐車場のみ、仮設建物等は対象外です。
対象	フランチャイズのオーナーは対象になりますか。	経営しているオーナーが対象の中小企業等または個人事業者等の場合は対象となります。
対象	賃貸人と借借人が同一の場合は申請できますか。	申請できません。
対象	賃貸人が法人の代表者名と同一の場合は申請できますか。	申請できません。
対象	ローンを払っていますが対象になりますか。	自己所有物件で事業を営んでいる場合は対象となりません。
制度	支給金額について教えてください。	「2か月分の家賃相当額×2/3」です（1事業者あたり最大20万円）。 ※千円未満切り捨て ※家賃（消費税分を含む）および共益費・管理費が対象 ※敷金、礼金、駐車場料金は対象外
制度	市内に複数店舗を賃借している場合、すべて対象となりますか。	すべて対象となります。ただし、1事業者あたり最大20万円の上限に変わりはありません。
制度	最近、事業所等の移転があった場合にはどのような取り扱いになりますか。	対象月時点の内容で交付決定します。 ただし、市外へ移転した場合は対象となりません。対象月以降に事業所等の移転があった場合には、移転先が市内であることを確認するため、移転元と移転先の両方の賃貸借契約書の写しの提出をお願いします。
制度	市の自粛対応支援金（または事業継続支援金）を既に受けているのですが、テナント家賃支援金は申請できますか。	自粛対応支援金または事業継続支援金と合わせて受給することができます。 ※ただし、自粛対応支援金と事業継続支援金と合わせて受給することはできません。
制度	テナント家賃支援金の申請後、国の家賃支援給付金の申請対象となった場合、国の家賃支援給付金を申請できますか。	市のテナント家賃支援金申請時点において国の家賃支援給付金申請対象ではなく、市のテナント家賃支援金申請後に国の家賃支援給付金の申請対象となった場合は、国の家賃支援給付金を申請できます。
制度	国の持続化給付金を既に受けているのですが、テナント家賃支援金は申請できますか。	持続化給付金と合わせて受給することができます。
制度	テナント家賃支援金の助成は複数回受けられますか。	同一の申請者に対して、交付は一度に限ります。第1期（申請期間：令和2年9月30日まで）のテナント家賃支援金を受給している場合は、第2期は受給できません。

制度	過去一年以内に事業譲渡を受けた場合、前事業者の売上高を事業継続支援金の算定における前年同月の比較対象にできますか。	事業譲渡を受けた後、令和2年1月～3月の売上高がある場合は、創業から間もない事業者の申請に準じて申請してください。令和2年4月以降に事業譲渡を受けた場合には、通常に必要な書類に加え、双方の確定申告書類、事業譲渡の契約書や覚書、物件の賃貸貸借契約書や事業のパンフレットなど、事業承継が確認できる書類をご提出のうえ、前の事業者の売上高を比較対象とすることができます。
制度	過去一年以内に個人から法人に法人成りした場合、事業継続支援金の算定における前年同月の比較対象に個人事業主の時の売上高を使用できますか。	法人化後、令和2年1月～3月の売上高がある場合は、創業から間もない事業者の申請に準じて申請してください。令和2年4月以降に法人化した場合には、提出する確定申告書は、個人事業主として提出した令和元年分の確定申告書類としたうえ、その他必要書類は中小企業等の場合に準じたものをご提出のうえ、個人事業主の時の売上高を比較対象とすることができます。
制度	特定期間の売上が年間の売上の大部分を占める場合、どのようにしたらよいですか。	令和元年の月平均の売上高をもとに申請できません。具体的な算定方法は申請要項をご確認ください。
制度	振込先の金融機関に指定はありますか。	指定はありません。
制度	テナント家賃支援金の使途は家賃の支払いに限られますか。	基本的に家賃を始めとした固定費の支払いに充てていただくことを想定しています。（実際に何の支払いに使用したか報告していただく必要はありません。）